

2024年度 公益財団法人 紀文奨学財団 奨学生募集要項

公益財団法人紀文奨学財団(以下「当財団」という。)は、食品及び農畜水産業の将来を担う人材の育成を図り、日本食文化の発展及び継承、ひいては地域社会の振興に寄与することを目的とする。

1. 概要・条件

- (1) 当財団は、大学または大学院に学ぶ学生等の育英事業を行なうことにより、社会の発展に寄与することを目的として設立されました。
- (2) 当財団の奨学金に返還の義務はありません。また奨学金の給付を受けても、特定の会社への入社等の付帯義務を負うものではありません。
- (3) 他団体の奨学金との併給も可能とします。

2. 全体採用予定人数

当財団が指定する大学または大学院(修士課程・博士前期課程に限る)の対象とする学科及び研究科に在籍する学生合計 40 名。

ただし奨学金応募資格のある者は、受給開始時において大学1年生から3年生(6年制の学部・学科の場合は、大学1年生から5年生)、または大学院1年生(修士課程・博士前期課程)の者に限る。期間終了後の再応募は可能とします。

3. 奨学金の給付金額、期間

- (1) 給付金額: 月額 50,000 円 (年 600,000 円)
- (2) 対象期間: 2024 年4月より 2026 年3月までの2年間

<対象学部・研究科>

・先進工学部 ・先進工学研究科

4. 応募資格(次の各項の条件すべてを満たす必要があります)

- (1) 当財団が指定する大学または大学院の指定する学部・研究科に在籍する学生
- (2) 当財団の設立趣意に適う高い志を持ち、品行が正しく、学業が優れ、かつ、将来良識ある社会人としての活躍が期待できる者
- (3) 在学する大学または大学院の学部長、専攻長、指導教官等の推薦する者
- (4) 心身が健康である者
- (5) 経済的な理由により修学が困難である者

5. 提出書類等

(1) 提出書類

- ① 奨学生願書
- ② 小論文※日本語(800字~1,000字程度。テーマは「自分が今後成し遂げたいこと」とする。)
- ③ 大学または大学院からの推薦状
- ④ 誓約書
- ⑤ 口座振込依頼書
- ⑥ 成績証明書(大学1年生の場合は卒業高校の調査書)
- ⑦ 世帯年収を証明する書類(2023年度所得証明書)

*①~⑤については、当財団ホームページ(https://www.kibun.co.jp/kibun_foundation/)に掲載します。

*上記書類は、ホチキス留めせず、クリップでまとめてご提出ください。

(2) 提出期限

5/20(月)大学提出〆切

在学する大学または大学院の奨学金担当部署から指示された期限までにご提出願います。
当財団への提出期限は、2024年5月27日(月)必着とさせていただきます。

(3) 書類提出先・問合せ先

公益財団法人 紀文奨学財団 事務局(担当 小堺)

住所 〒105-8626 東京都港区海岸 2-1-7

メールアドレス kbn_foundation_r5@kibun.co.jp

*当財団への書類の提出は、在学する大学または大学院の推薦する者に限り、大学または大学院を通じて行うものとします。学生本人からの直接の問合せ・応募は受け付けておりません。

6. 選考

(1) 書類選考により、総合的に勘案し決定します。

(2) 奨学生の可否通知は、7月中旬(予定)までに大学または大学院を通じて本人及び生計を同一にする親族に送付します。

7. 奨学生の義務

(1) 奨学生は、毎年度終了後1箇月以内に、学業成績表、在学証明書及び生活状況報告書を代表理事に提出しなければなりません。ただし、卒業に当たっては、在学証明書に替えて、卒業証明書を提出することとします。

(2) 奨学生は、休学・復学・転学・留年・退学・停学(その他処分)、氏名・住所の変更、留学のいずれかが発生した場合には、直ちに届け出る必要があります。

(3) 奨学生は、奨学金給付後も当財団の定めた書類を期日までに提出する必要があります。

(4) 成績不良、素行不良等、当財団奨学金給付規程の定めにより、翌年度以降の奨学金給付を停止又は廃止する場合があります。

8. その他

(1) 奨学生に決定した方に対しては、7月から奨学金の給付を行います。なお、7月に3ヶ月分(4月～6月)、10月に3ヶ月分(7月～9月)、1月に3ヶ月分(10月～12月)、4月に3ヶ月分(1月～3月)の給付を行います。

(2) 奨学金は3ヶ月分を併せて振り込むこととします。

(3) 応募書類は返却しません。

(4) 募集要項に記載された内容以外は、当財団奨学金給付規程の定めにより扱います。

(5) 奨学金は、口座振込依頼書に記載された口座に振込みます。

9. 個人情報に関する取り組み

(1) 提供された個人情報は、当財団の「個人情報保護に関する基本方針」に従い適切に管理します。

(2) 提供された個人情報は、当財団において、奨学金の給付、奨学生に対する指導助言、その他当財団の目的を達成するために必要な範囲内で利用します。

(3) 業務の遂行上必要な範囲で、提供された個人情報を外部の業務委託先に開示する場合があります。この場合、当財団は当該業務委託先と個人情報の取扱いに関する取決めを行い、個人情報保護に万全を期すよう努めます。

(4) 提供された個人情報に関する確認、質問及び変更等については、下記窓口へお問合せください。

公益財団法人 紀文奨学財団 事務局(担当 小堺)

以上

2024年 月 日

奨学金願書

公益財団法人 紀文奨学財団
代表理事 落合 正行 殿

貴財団の奨学生として採用を希望しますので、所定書類を添付の上、応募いたします。

フリガナ				性別	<input type="checkbox"/> 男性
氏名					<input type="checkbox"/> 女性
生年月日	年	月	日生	満	歳(2024年4月1日現在)
本人住所	〒				
	〔自宅・学生寮・アパート・その他()〕				
	電話番号	()	携帯番号	()	
	E-mail @				
大学名	大学	学部	学科	年生	
大学院名	大学院	研究科	専攻	年生	
緊急連絡先	氏名	続柄()	電話番号	()	

生計を同一にする親族	氏名	続柄	生年月日	年齢	職業	住所
						〒
						〒
						〒
						〒
						〒
						〒
						〒

年	月	学歴・職歴 (高校以降)

<p>経済的困難な理由 (家庭状況、収入状況等を 具体的に記入)</p>			
	世帯収入		住居区分 <input type="checkbox"/> 自宅通学 <input type="checkbox"/> 自宅外通学

<p>食文化、学業への取組に対する熱意、思い等をご記入ください</p>	
-------------------------------------	--

他団体の奨学金との併給も可能ですが、ご参考までに受給状況を下記にご記載下さい。

	受給団体名	貸与/給付	年額
他の奨学金の 受給状況 ※申請中も記載			円
			円
			円

推薦状

被推薦者名 _____

上記学生は貴財団奨学生として適格な人物と認め推薦いたします。

但し、奨学生として採用された場合は貴財団の諸規定を遵守するよう指導いたしますと共に、もし給付停止の要件に奨学生が該当した場合は、速やかにその旨を貴財団に連絡することを確約いたします。

2024年 月 日

(推薦者)

学校名

役職

氏名
(ご署名)

印

電話番号

※氏名欄(ご署名)は推薦者が自筆でご記入ください。

推薦理由

誓 約 書

私は、公益財団法人 紀文奨学財団（以下「当法人」という。）から奨学生として採用された場合には、月額50,000円の奨学金の定額給付（期間：2024年4月1日から2026年3月31日まで）を受け、大学または大学院における修業を行うに当たり、次に掲げる事項を遵守することを誓約いたします。

第1条. 私は、本誓約書を提出後、貴法人（財団）が定める諸規程を遵守かつ、奨学生の責務を果たすものとし、規定に準じて、本奨学金の給付が開始されることに同意いたします。

第2条. 私は、本奨学金を本修業に関わる目的以外には使用いたしません。

第3条. 私は、貴法人（財団）に対し、毎年ごとの成績証明書（学業成績証明書）、卒業の場合は卒業証明書を送付し、定期報告を行います。

第4条. 私は、次の各号のいずれかに該当した場合は、貴法人（財団）が本奨学金の支給を休止または停止もしくは打ち切りしても異議を述べず、返還請求があった場合においても速やかに応じます。

- (1) 就学大学または大学院を転学または退学した場合
- (2) 就学大学または大学院を休学した場合
- (3) 就学大学または大学院から停学その他処分を受けた場合
- (4) 就学大学または大学院を学業成績の不良により留年した場合
- (5) 性行が著しく不良と認められた場合
- (6) 奨学生としての責務を怠り、当法人が奨学生として適当ではないと判断した場合
- (7) 特別な理由なく当法人が指定する期日までに定期報告（書類提出）がされない場合
- (8) 疾病、不慮の事故、災難等により欠席が3か月以上となった場合
- (9) 疾病、不慮の事故、災難等により修業の見込みがなくなった場合
- (10) 就学大学または大学院の内外を問わず処罰の対象となり、奨学生としての応募資格を逸脱した場合
- (11) 奨学生（私）が死亡した場合（奨学金の支給の打ち切り）
- (12) 私および私と生計を一にする家族もしくは本人の3親等以内の親族が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）であった場合および反社会的勢力に対して、自己（私）の名義を利用させようとした場合
- (13) 提出した書類の記載事項において、事実と相違することが判明した場合
- (14) その他前各号に準ずる事項があった場合

第5条. 私は、本誓約書に違反した場合は、貴法人（財団）が奨学生としての採用を取消す決定および本奨学金の支給を休止または停止しても異議を述べず、貴法人（財団）から給付済の本奨学金の返還請求があった場合においても速やかに応じます。

第6条. 私は、本誓約書に定めのない事項または本誓約書の解釈に疑義が生じた場合は、貴法人（財団）と協議し、決定することに同意いたします。

2024年 月 日

誓約者氏名

（自 署）

㊞

2024年 月 日

公益財団法人 紀文奨学財団
代表理事 落合 正行殿

口座振込依頼書

私が貴法人（財団）から奨学生として採用された場合には、給付される奨学金の受け取りに関し、本書に記載する金融機関口座を希望いたします。

フリガナ	
本人氏名	㊞
フリガナ	
現住所	〒 -
電話番号	(自宅) - - (携帯) - -

金融機関	金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協 労働金庫	本店 支店 出張所
	預金種類	普通	
	銀行コード	支店コード	口座番号 (右詰記入)
	フリガナ		
	口座名義人		

※注) 口座名義は、奨学生ご本人名義の口座に限るものといたします。